

(別紙1) 特定個人情報の提供先

提供先	法令上の根拠 番号法第19条 第7号項番	提供先における用途
厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は 共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
公営住宅法第二条第 十六号に規定する事 業主体である都道府 県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
日本私立学校振興・ 共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は共 済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣又は都 道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合 連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健 康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 都道府県知事等	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	71	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は保健所を設置する市の厚生労働大臣	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 特定個人情報の移転先

提供先	法令上の根拠 番号法第19条 第7号項番	提供先における用途	提供方法	時期・頻度
障がい福祉課	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
健康づくり課	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
生活福祉課	26	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
保険年金課	27	地方税法及びこれに基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
建築住宅課	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次、年4回及び申請の都
保険年金課	42	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
福祉総務課	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
高齢福祉課	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	日次
高齢福祉課	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	日次
障がい福祉課	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
障がい福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に	その他(庁内ネットワーク)	年次
健康づくり課	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
福祉総務課	74	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次
高齢福祉課	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	月次
障がい福祉課	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	その他(庁内ネットワーク)	年次



(別紙3)特定個人情報ファイル記録項目

(2)個人住民税課税資料イメージファイル

No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
1	賦課年度	51		101	
2	調定年度	52		102	
3	資料種別	53		103	
4	資料名	54		104	
5	資料番号	55		105	
6	枝番	56		106	
7	ナンバリング情報	57		107	
8	住民コード	58		108	
9	世帯番号	59		109	
10	世帯主住民コード	60		110	
11	世帯主カナ氏名	61		111	
12	漢字氏名	62		112	
13	カナ氏名	63		113	
14	住民区分	64		114	
15	生年月日	65		115	
16	性別	66		116	
17	続柄	67		117	
18	住所	68		118	
19	住所方書	69		119	
20	現住所	70		120	
21	現住所方書	71		121	
22	担当者コード	72		122	
23	データ件数	73		123	
24	地方税電子申告情報ファイル	74		124	
25	国税関係情報ファイル	75		125	
26		76		126	
27		77		127	
28		78		128	
29		79		129	
30		80		130	
31		81		131	
32		82		132	
33		83		133	
34		84		134	
35		85		135	
36		86		136	
37		87		137	
38		88		138	
39		89		139	
40		90		140	
41		91		141	
42		92		142	
43		93		143	
44		94		144	
45		95		145	
46		96		146	
47		97		147	
48		98		148	
49		99		149	
50		100		150	

## (別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

## (3) 地方税電子申告情報ファイル

No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
1	(eLTAX給与支払報告書【総務省通達形式CSV】)	51	乙欄適用	101	法定資料の種類
		52	本人がー特別障害者	102	整理番号1
2	支払調書の種類	53	本人がーその他の障害者	103	本支店等区分番号
3	整理番号1	54	老年者	104	提出義務者の住所(居所)又は所在地
4	本支店等区分番号	55	寡婦		
5	提出義務者の住所又は所在地	56	寡夫	105	提出義務者の氏名又は名
		57	勤労学生	106	提出義務者の電話番号
6	提出義務者の氏名又は名	58	死亡退職	107	整理番号2
7	提出義務者の電話番号	59	災害者	108	提出者の住所(居所)又は所在地
8	整理番号2	60	外国人		
9	提出者の住所又は所在地	61	中途就・退職ー中途就職・退職の区分	109	提出者の氏名又は名称
10	提出者の氏名又は名称			110	訂正表示
11	訂正表示	62	中途就・退職ー年	111	年分
12	年分	63	中途就・退職ー月	112	支払を受ける者ー住所又は居所
13	支払を受ける者ー住所又は居所	64	中途就・退職ー日		
		65	住所又は所在地	113	支払を受ける者ー国外住所表示
14	支払を受ける者ー国外住居表示	66	国外住所表示		
15	支払を受ける者ー氏名	67	氏名又は名称	114	支払を受ける者ー氏名
16	支払を受ける者ー役職名	68	給与等の金額	115	支払を受ける者ー生年月日ー元号
17	種別	69	徴収した額		
18	支払金額	70	控除した社会保険料の金額	116	支払を受ける者ー生年月日ー年
19	未払金額	71	災害者に係る徴収猶予税	117	支払を受ける者ー生年月日ー月
20	給与所得控除後の給与等の金額	72	他の支払者のもとを退職した年月日ー年		
21	所得控除の額の合計額	73	他の支払者のもとを退職した年月日ー月	118	支払を受ける者ー生年月日ー日
22	源泉徴収税額	74	他の支払者のもとを退職した年月日ー日	119	所得税法第203条の3第1号適用分ー支払金額
23	未徴収税額			120	所得税法第203条の3第1号適用分ー未払金額
24	控除対象配偶者の有無等	75	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)ー年	121	所得税法第203条の3第1号適用分ー源泉徴収税額
25	老人控除対象配偶者			122	所得税法第203条の3第1号適用分ー未徴収税額
26	配偶者特別控除の額	76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)ー月	123	所得税法第203条の3第2号適用分ー支払金額
27	控除対象扶養親族の数ー特定ー主			124	所得税法第203条の3第2号適用分ー未払金額
28	控除対象扶養親族の数ー特定ー従	77	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)ー日	125	所得税法第203条の3第2号適用分ー源泉徴収税額
29	控除対象扶養親族の数ー老人ー主			126	所得税法第203条の3第2号適用分ー未徴収税額
30	控除対象扶養親族の数ー老人ー上の内訳	78	住宅借入金等特別控除適用数	127	所得税法第203条の3第3号適用分ー支払金額
31	控除対象扶養親族の数ー老人ー従	79	住宅借入金等特別控除可能額	128	所得税法第203条の3第3号適用分ー未払金額
32	控除対象扶養親族の数ーその他ー主			129	所得税法第203条の3第3号適用分ー源泉徴収税額
33	控除対象扶養親族の数ーその他ー従	80	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	130	所得税法第203条の3第3号適用分ー未徴収税額
34	障害者の数ー特別障害者(本人を除く)	81	住宅借入金等の額(1回目)	131	本人ー特別障害者
		82	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)ー年		
35	障害者の数ー上の内訳	83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)ー月	132	本人ーその他の障害者
36	障害者の数ーその他			133	本人ー老年者
37	社会保険料等の金額	84	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)ー日	134	控除対象配偶者の有無等
38	左の内訳			95	住宅借入金等特別控除区
39	生命保険料の控除額				
40	地震保険料の控除額				
41	住宅借入金等特別控除の				

42	旧個人年金保険料の金額	〃	分(2回目)		
43	配偶者の合計所得	86	住宅借入金等の額(2回目)	135	控除対象扶養親族の数－老人
44	旧長期損害保険料の金額	87	摘要	136	控除対象扶養親族の数－その他
45	受給者の生年月日－元号	88	新生命保険料の金額		
46	受給者の生年月日－年	89	旧生命保険料の金額	137	障害者の数－特別障害者
47	受給者の生年月日－月	90	介護医療保険料の金額	138	障害者の数－その他
48	受給者の生年月日－日	91	新個人年金保険料の金額	139	社会保険料の金額
49	夫あり	92	16歳未満扶養親族の数	140	控除対象扶養親族の数－特定
50	未成年者	93	普通徴収		
		94	青色専従者	141	摘要
		95	条約免除	142	障害者の数－特別障害者のうち同居
		96	カナ氏名		
		97	受給者番号	143	本人－特別寡婦
		98	提出先市町村コード	144	本人－寡婦・寡夫
		99	指定番号	145	16歳未満の扶養親族の数
		100	(eLTAX)公的年金等支払報告書【総務省通達形式	146	カナ氏名
				147	受給者番号
				148	提出先市町村コード
				149	指定番号



(別紙3)特定個人情報ファイル記録項目

(4)拠出履歴情報ファイル

No.	記帳項目	No.	記帳項目	No.	記帳項目	No.	記帳項目	No.	記帳項目	No.	記帳項目	No.	記帳項目	No.	記帳項目		
1	[e-TAX申告]	51	収入金額	101	控除額	151	災害減免額	201	生年月日(年令)	251	経理分	301	損失区分(区分コード)	351	生年月日(日)	401	住所
2	FinName	52	収入金額	102	[e-TAX(引掛)]	152	災害引当控除額	202	生年月日(年令)	252	本公理分	302	給付	352	経理者給与(控除)額	402	控当に関する住居持の持
3	NOZESHA_MM_KN	53	収入金額	103	FinName	153	所得割特別控除額	203	生年月日(年令)	253	上部分	303	公営年金	353	経理者給与(控除)額	403	控当に関する住居持の持
4	NOZESHA_MM	54	源泉徴収控除の合計額	104	NOZESHA_MM_KN	154	所得税及び復興特別所得	204	生年月日(年令)	254	所得金額	304	控除	354	生年月日(年令)	404	控当に関する住居持の持
5	CHIGATSUPPR_ADR	55	源泉徴収控除の合計額	105	NOZESHA_MM	155	控除の額	205	生年月日(年令)	255	所得金額	305	控除	355	生年月日(年令)	405	控当に関する住居持の持
6	NOZESHA_TEL_tel1	56	生年月日(年令)	106	CHIGATSUPPR_ADR	156	所得控除 控除額	206	生年月日(年令)	256	山林	306	一律	356	生年月日(年令)	406	控当に関する住居持の持
7	NOZESHA_TEL_tel2	57	生年月日(年令)	107	NOZESHA_TEL_tel1	157	配偶者の合計所得金額	207	生年月日(年令)	257	退職	307	障害等	357	生年月日(年令)	407	控当に関する住居持の持
8	NOZESHA_TEL_tel3	58	生年月日(年令)	108	NOZESHA_TEL_tel2	158	専従者給与(控除)額の合	208	生年月日(年令)	258	本年分の(64)から差し引	308	事業	358	生年月日(年令)	408	控当に関する住居持の持
9	SEBETSUsubun_CD	59	生年月日(年令)	109	NOZESHA_TEL_tel3	159	所得税及び復興特別所得	209	生年月日(年令)	259	本年分の(65)から差し引	309	不動産	359	年令	409	控当に関する住居持の持
10	BIRTHDAY_vca	60	源泉徴収控除の合計額	110	SEBETSUsubun_CD	160	本年で差し引く繰越損失	210	控除額	260	本年分の(66)から差し引	310	給付	360	生年月日(年令)	410	控当に関する住居持の持
11	BIRTHDAY_vv	61	生年月日(年令)	111	BIRTHDAY_vca	161	所得割特別控除額	211	控除額	261	本年分の(67)から差し引	311	給付	361	生年月日(年令)	411	控当に関する住居持の持
12	BIRTHDAY_vmm	62	生年月日(年令)	112	BIRTHDAY_vv	162	収入金額	212	控除額	262	本年分の(67)から差し引	312	給付	362	生年月日(年令)	412	控当に関する住居持の持
13	BIRTHDAY_vdd	63	生年月日(年令)	113	BIRTHDAY_vmm	163	収入金額	213	控除額	263	所得控除の合計額	313	給付	363	生年月日(年令)	413	控当に関する住居持の持
14	給付	64	生年月日(年令)	114	BIRTHDAY_vdd	164	収入金額	214	控除額	264	給付	314	給付	364	生年月日(年令)	414	控当に関する住居持の持
15	公営年金等	65	源泉徴収控除の合計額	115	給付	165	収入金額	215	控除額	265	山林以外の所得の損失	315	給付	365	生年月日(年令)	415	控当に関する住居持の持
16	給付	66	生年月日(年令)	116	公営年金等	166	収入金額	216	控除額	266	山林以外の所得の損失	316	給付	366	生年月日(年令)	416	控当に関する住居持の持
17	給付	67	生年月日(年令)	117	給付	167	収入金額	217	控除額	267	山林以外の所得の損失	317	給付	367	生年月日(年令)	417	控当に関する住居持の持
18	給付	68	生年月日(年令)	118	給付	168	収入金額	218	控除額	268	山林以外の所得の損失	318	給付	368	生年月日(年令)	418	控当に関する住居持の持
19	給付	69	生年月日(年令)	119	給付	169	収入金額	219	控除額	269	山林以外の所得の損失	319	給付	369	生年月日(年令)	419	控当に関する住居持の持
20	一律	70	給付	120	給付	170	収入金額	220	控除額	270	山林以外の所得の損失	320	給付	370	生年月日(年令)	420	控当に関する住居持の持
21	給付	71	給付	121	給付	171	収入金額	221	控除額	271	山林以外の所得の損失	321	給付	371	生年月日(年令)	421	控当に関する住居持の持
22	給付	72	給付	122	給付	172	収入金額	222	控除額	272	山林以外の所得の損失	322	給付	372	生年月日(年令)	422	控当に関する住居持の持
23	給付	73	給付	123	給付	173	収入金額	223	控除額	273	山林以外の所得の損失	323	給付	373	生年月日(年令)	423	控当に関する住居持の持
24	給付	74	給付	124	給付	174	収入金額	224	控除額	274	山林以外の所得の損失	324	給付	374	生年月日(年令)	424	控当に関する住居持の持
25	給付	75	給付	125	給付	175	収入金額	225	控除額	275	山林以外の所得の損失	325	給付	375	生年月日(年令)	425	控当に関する住居持の持
26	給付	76	給付	126	給付	176	収入金額	226	控除額	276	山林以外の所得の損失	326	給付	376	生年月日(年令)	426	控当に関する住居持の持
27	給付	77	給付	127	給付	177	収入金額	227	控除額	277	山林以外の所得の損失	327	給付	377	生年月日(年令)	427	控当に関する住居持の持
28	給付	78	給付	128	給付	178	収入金額	228	控除額	278	山林以外の所得の損失	328	給付	378	生年月日(年令)	428	控当に関する住居持の持
29	給付	79	給付	129	給付	179	収入金額	229	控除額	279	山林以外の所得の損失	329	給付	379	生年月日(年令)	429	控当に関する住居持の持
30	給付	80	給付	130	給付	180	収入金額	230	控除額	280	山林以外の所得の損失	330	給付	380	生年月日(年令)	430	控当に関する住居持の持
31	給付	81	給付	131	給付	181	収入金額	231	控除額	281	山林以外の所得の損失	331	給付	381	生年月日(年令)	431	控当に関する住居持の持
32	給付	82	給付	132	給付	182	収入金額	232	控除額	282	山林以外の所得の損失	332	給付	382	生年月日(年令)	432	控当に関する住居持の持
33	給付	83	給付	133	給付	183	収入金額	233	控除額	283	山林以外の所得の損失	333	給付	383	生年月日(年令)	433	控当に関する住居持の持
34	給付	84	給付	134	給付	184	収入金額	234	控除額	284	山林以外の所得の損失	334	給付	384	生年月日(年令)	434	控当に関する住居持の持
35	給付	85	給付	135	給付	185	収入金額	235	控除額	285	山林以外の所得の損失	335	給付	385	生年月日(年令)	435	控当に関する住居持の持
36	給付	86	給付	136	給付	186	収入金額	236	控除額	286	山林以外の所得の損失	336	給付	386	生年月日(年令)	436	控当に関する住居持の持
37	給付	87	給付	137	給付	187	収入金額	237	控除額	287	山林以外の所得の損失	337	給付	387	生年月日(年令)	437	控当に関する住居持の持
38	給付	88	給付	138	給付	188	収入金額	238	控除額	288	山林以外の所得の損失	338	給付	388	生年月日(年令)	438	控当に関する住居持の持
39	給付	89	給付	139	給付	189	収入金額	239	控除額	289	山林以外の所得の損失	339	給付	389	生年月日(年令)	439	控当に関する住居持の持
40	給付	90	給付	140	給付	190	収入金額	240	控除額	290	山林以外の所得の損失	340	給付	390	生年月日(年令)	440	控当に関する住居持の持
41	給付	91	給付	141	給付	191	収入金額	241	控除額	291	山林以外の所得の損失	341	給付	391	生年月日(年令)	441	控当に関する住居持の持
42	給付	92	給付	142	給付	192	収入金額	242	控除額	292	山林以外の所得の損失	342	給付	392	生年月日(年令)	442	控当に関する住居持の持
43	給付	93	給付	143	給付	193	収入金額	243	控除額	293	山林以外の所得の損失	343	給付	393	生年月日(年令)	443	控当に関する住居持の持
44	給付	94	給付	144	給付	194	収入金額	244	控除額	294	山林以外の所得の損失	344	給付	394	生年月日(年令)	444	控当に関する住居持の持
45	給付	95	給付	145	給付	195	収入金額	245	控除額	295	山林以外の所得の損失	345	給付	395	生年月日(年令)	445	控当に関する住居持の持
46	給付	96	給付	146	給付	196	収入金額	246	控除額	296	山林以外の所得の損失	346	給付	396	生年月日(年令)	446	控当に関する住居持の持
47	給付	97	給付	147	給付	197	収入金額	247	控除額	297	山林以外の所得の損失	347	給付	397	生年月日(年令)	447	控当に関する住居持の持
48	給付	98	給付	148	給付	198	収入金額	248	控除額	298	山林以外の所得の損失	348	給付	398	生年月日(年令)	448	控当に関する住居持の持
49	給付	99	給付	149	給付	199	収入金額	249	控除額	299	山林以外の所得の損失	349	給付	399	生年月日(年令)	449	控当に関する住居持の持
50	給付	100	給付	150	給付	200	収入金額	250	控除額	300	山林以外の所得の損失	350	給付	400	生年月日(年令)	450	控当に関する住居持の持